

令和5年第5回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和5年5月9日（火）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和5年5月9日（火）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1番 折 中        智 君 | 2番 岡 村 繁 範 君       |
| 3番 縫 部 逸 都 君      | 4番 池 脇 雅 彦 君       |
| 5番 向 田 清 一 君      | 6番 末 吉 克 巳 君       |
| 7番 安 竹        正 君 | 8番 光 岡 美 里 君       |
| 9番 中 川 ゆかり 君      | 10番 柚 木        喬 君 |
| 11番 奥 村 富士雄 君     | 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                |
|----------------|----------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長          | 村 上 明 雄 君      |
| 教 育 長          | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君      |
| 情 報 政 策 監      | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君      |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 教 育 次 長        | 坂 本 孝 博 君      |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君      |
| 企 画 財 政 課 長    | 山 本        保 君 |
| 税 務 住 民 課 長    | 河 野 宏 明 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 川上宏規君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 日程第1   | 「議長の選挙について」                     |
| 日程第2   | 「議席の指定」                         |
| 日程第3   | 「会議録署名議員の指名」                    |
| 日程第4   | 「会期の決定」                         |
| 日程第5   | 「副議長の選挙について」                    |
| 追加日程第1 | 「議席の一部変更について」                   |
| 日程第6   | 「常任委員会委員の選任について」                |
| 日程第7   | 「議会運営委員会委員の選任について」              |
| 日程第8   | 「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任<br>について」 |
| 日程第9   | 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選<br>挙」     |
| 日程第10  | 「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出につい<br>て」    |

追加日程第2 「閉会中の継続調査の申し出承認について」  
日程第11 議案第34号 「坂町監査委員の選任の同意について」  
日程第12 議案第35号 「令和5年度坂町一般会計補正予算（第3号）」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時55分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○臨時議長（川本英輔議員） それでは、地方自治法第107条の規定により、私、最年長の川本が臨時に議長の職務を行います。御協力よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、ただいまより令和5年第5回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

まず、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

現在、当選回数を基準に着席していただいておりますこの席を仮議席に指定をいたします。

日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

議会において行う選挙は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

(「選挙でお願いします」という者あり)

○臨時議長（川本英輔議員） 選挙ということで、投票との理解をさせていただきます。

それでは、投票との声がありましたが、選挙の方法を投票によることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○臨時議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時57分）

（再開 午前10時07分）

○臨時議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（川本英輔議員） これより、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（川本英輔議員） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番折中 智議員、2番岡村繁範議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

それでは、投票用紙を配ってください。

（投票用紙の配付）

投票用紙の漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」という者あり）

○臨時議長（川本英輔議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

それでは、折中議員、岡村議員、投票箱を点検しますので、立会いをお願いいたします。

（立会人投票箱を点検）

○臨時議長（川本英輔議員） 異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼をいたします。

(事務局長が仮議席順に議員氏名を点呼・投票)

○議会事務局長(西谷信樹君) 1番折中 智議員、2番岡村繁範議員、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員、8番光岡美里議員、9番中川ゆかり議員、10番奥村富士雄議員、11番柚木 喬議員、12番川本英輔議員。

○臨時議長(川本英輔議員) 投票漏れはありますか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○臨時議長(川本英輔議員) 投票漏れなし、と認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

それでは、折中議員、岡村議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長(川本英輔議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、川本英輔議員10票、柚木 喬議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、私、川本英輔が議長に当選をさせていただきました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(川本英輔議員) それでは、私から議長就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま議長に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど所信表明で述べさせていただきました以外にまだやることはたくさんございます。そのためにはやはり議員の皆さんの御協力をいただきたいと思います、このように常に考えております。

私は議員になりまして常に4年間は1期とし、原点に返って物事を責任を持ってやってきたつもりであります。このたびの議長選挙、4年間ということがございますけれども、このことにつきましては、全力を出し尽くして皆様とともに頑張りたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○臨時議長(川本英輔議員) これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力

ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時21分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、坂町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局に朗読させます。

西谷局長。

（議席を朗読）

○議会事務局長（西谷信樹君） それでは、朗読いたします。

1番折中 智議員、2番岡村繁範議員、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員、8番光岡美里議員、9番中川ゆかり議員、10番奥村富士雄議員、11番柚木 喬議員、12番川本英輔議員。
以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上、事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、1番折中 智議員、2番岡村繁範議員、3番縫部逸都議員を指名いたします。

日程第4「会期の決定について」を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第5「副議長の選挙」を行います。

議会において行う選挙は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条

第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 投票との声がありましたが、選挙の方法を投票によることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時27分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名でお願いしたいと思います。

(投票用紙配付)

○議長(川本英輔議員) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

それでは、縫部議員、池脇議員、投票箱を点検しますので、立会いをお願いします。

(立会人投票箱を点検)

○議長（川本英輔議員） 投票箱異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼をいたします。

（事務局長が議席順に議員氏名を点呼・投票）

○議会事務局長（西谷信樹君） 1 番折中 智議員、2 番岡村繁範議員、3 番縫部逸都議員、4 番池脇雅彦議員、5 番向田清一議員、6 番末吉克巳議員、7 番安竹 正議員、8 番光岡美里議員、9 番中川ゆかり議員、10 番奥村富士雄議員、11 番柚木 喬議員、12 番川本英輔議員。

○議長（川本英輔議員） 投票漏れはありますか。

（「投票漏れなし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 投票漏れなし、と認めます。

これで投票を終わります。

これより、開票を行います。

それでは、縫部議員、池脇議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（川本英輔議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、奥村富士雄議員12票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、奥村富士雄議員が副議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（川本英輔議員） ただいま副議長に当選されました奥村富士雄議員が議場におられますので、本席から坂町議会会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、奥村議員から副議長就任の挨拶をいただきたいと思えます。

（新副議長 挨拶）

○副議長（奥村富士雄議員） どうもありがとうございます。

副議長として議員の皆さんの御協力を得ながら議長を支え、坂町の発展のため、任

民の皆さんのために4年間頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、日程第5「副議長の選挙」を終わります。

お諮りします。

坂町議会では、慣例で議長の議席は12番、副議長の議席は11番としております。このたびの議長、副議長の選挙に伴い議席の一部変更を行うために、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1「議席の一部変更について」を議題といたします。

坂町議会会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

変更した議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

西谷局長。

（変更議席番号及び氏名を朗読）

○議会事務局長（西谷信樹君） 議席の変更をお伝えいたします。

10番柚木 喬議員、11番奥村富士雄議員。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ただいま朗読したとおり議席を変更いたします。議席が変更になった議員は、指定席への移動をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午前11時30分とさせていただきます。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっておりますので、指名いたします。

総務厚生委員会委員に、1番折中 智議員、3番縫部逸都議員、5番向田清一議員、7番安竹 正議員、9番中川ゆかり議員、11番奥村富士雄議員。

産業文教委員会委員に、2番岡村繁範議員、4番池脇雅彦議員、6番末吉克巳議員、8番光岡美里議員、10番柚木 喬議員、12番川本英輔議員をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

なお、それぞれの常任委員会の正副委員長は、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

これより、それぞれの委員会ごとに委員長、副委員長を互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時32分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま各委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

総務厚生委員会委員長、安竹 正議員、副委員長、中川ゆかり議員、産業文教委員会委員長、光岡美里議員、副委員長、末吉克巳議員、以上でございます。

以上で、日程第6「常任委員会委員の選任について」を終わります。

日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定に

より、議長において議会運営委員会委員に、4番池脇雅彦議員、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員、8番光岡美里議員、9番中川ゆかり議員、6名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会において、正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選していただき、その結果を議長に報告をしてください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午前11時34分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長、中川ゆかり議員、副委員長、光岡議員、以上でございます。

以上で、日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を終わります。

日程第8「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

坂町議会広報発行に関する規定第4条に基づき議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任については、従来からの申合せのとおり、1期目の議員と総務厚生委員会委員を本特別委員会委員に指名することに決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任は1期目の議員と総務厚生委員会委員が兼ねることといたします。

これより、議会広報調査特別委員会において、正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時35分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま議会広報調査特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長、安竹 正議員、副委員長、奥村富士雄議員、以上でございます。

以上で、日程第8「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を終わります。

日程第9「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することとなっております。

お諮りします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、選出の方法は議長による指名推選で行うことと決定をいたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、坂町議会において総務厚生委員会の委員長が務めることとなっておりますので、安竹 正議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安竹議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、安竹議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました安竹議員が議場におられます。

坂町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

以上で、日程第9「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を終わります。

日程第10「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出について」を議題といたします。

府中・坂地区水道整備協議会協定書第4条の規定により、坂町から3名の委員を選出し、うち1名を議会から選出しております。

坂町議会においては、慣例により水道整備協議会委員は副議長が務めることとなっておりますので、奥村富士雄議員を選出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、府中・坂地区水道整備協議会委員に奥村議員を選出いたします。

以上で、日程第10「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出について」を終わります。

お諮りします。

先ほど、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、「閉会中の継続調査の申し出承認について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2「閉会中の継続調査の申し出承認について」を議題といたします。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに

決定をいたしました。

以上で、追加日程第2「閉会中の継続調査の申し出承認について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時00分）

（再開 午後1時02分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和5年第5回坂町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会の開会をお願いをいたしましたところ、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、先般の坂町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様からの力強い御支援と大きな期待を担われ、当選の榮に浴されましたことに心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

これからの4年間、町民の代表として坂町の発展と町民の福祉向上のために特別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨災害からの復旧は令和5年度におおむね完了する見込みとなっており、道路や橋梁などの公共土木施設は被災前の状況を取り戻しつつあります。今後は復旧から復興へと取組の段階を切り替えながら、道路等の社会基盤のさらなる強靱化やベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出などの諸事業に取り組んでまいります。

また、本町は単独町政を維持し、自主自立の行財政運営を図るため、若い世代の定住化を促進するとともに、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心で災害に強いまちづくり、住環境づくりに向けて事業を推進しております。

現在は物価高騰、円安、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経済情勢でありますが、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、臨機応変に町民生活を守り抜く施策を展開することで、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を実現し、あらゆる創意と工夫の下に、身の丈に沿った対応を行いながら事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

本臨時会は議会改選後の初議会であり、議員各位におかれましては、今後、正副議長をはじめ、それぞれの役職や構成員として町政の重責を担われるわけでございます。私といたしましては、車の両輪に例えられる議会と行政が一体となって、町民のため、坂町の発展のため、また、災害からの復興に全身全霊を傾けて取り組んでまいり所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、あわせて皆様方の今後ますますの御活躍を祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第34号「坂町監査委員の選任の同意について」を議題にします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、中川議員の退席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時06分)

(再開 午後 1時07分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第34号「坂町監査委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第196条の規定により、坂町監査委員のうち議会議員から選出する委員として中川ゆかり氏にお願いをすることについて、町議会の同意を求めるものでございます。

中川氏の持つておられる豊富な知識と経験を本町の行財政に生かしていただき、行財政の推進に御協力をいただきたいと考えております。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第34号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これで、中川議員の除斥を解きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時08分)



(再開 午後 1時09分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、日程第11 議案第34号「坂町監査委員の選任の同意について」を終わります。

日程第12 議案第35号「令和5年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号「令和5年度坂町一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、物価高騰対策に要する経費につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に6,385万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億6,132万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、民生費国庫補助金では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費及び事務費並びに子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費及び事務費を計上いたしました。

次に、歳出で、10ページの民生費、社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付に要する経費を計上いたしました。

11ページの民生費、児童措置費では、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この10ページ、11ページの電力・ガスと子育て世帯のそれぞれの特別給付金なんですが。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員、もうちょっと大きな声で。

○6番（末吉克巳議員） はい。

それぞれの給付金なのですが、これ、一度、5月2日の全協で御説明を受けましたが、再度、事業費の世帯数だったり、世帯対象人数だとか、そういったもののまた説明をよろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらのまず電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象世帯数でございますが、1,400世帯を見込んでおります。

また、子育て世帯生活支援特別給付金のほうについては、児童数を320人として見込んで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 先日、説明を受けたわけですが、その中でちょっと気になるところがありましたので、御説明をいただきたいと思います。

この交付金を交付するに当たっては、多分、これからかなり短い期間で交付の事務を執るということになりますけども、これらの職員の手当ですが、これはこの額で足りるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの職員の手当については、これからこの補正が成立しまして作業に入っていくわけですが、そういった作業期間等を勘案して、職員の人件数とか職員の単価を勘案して計算したものであり、適正な金額だというふうに理解しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） この電力・ガスの分で3万円の分ですが、これ、均等割非課税世帯の申請は役場のほうから送付されるのでしょうか、それとも本人が申請するかどうか。

それともう一点、子育て世帯のほうで、児童扶養手当の括弧して低所得者の独り親

家庭となってるんですが、この基準はどうなってるんでしょう。

○議長（川本英輔議員） 向田議員さん、一問一答方式ですから、そこはよく理解して
いてください、次から。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請につ
いては、プッシュ型と申しまして、役場のほうで非課税世帯のほうの把握をして、そ
の世帯に対して通知を出して、それで間違いないという返信をいただいて、それで確
認をして給付をいたします。いわゆるプッシュ型というふうな形で給付をしてまいり
ます。それを6月中旬頃に開始したいというふうに考えております。

また、子育て世帯生活支援特別給付金の児童扶養手当の基準でございますが、児童
扶養手当、今現在、約100世帯が受給しておりまして、その方の子供さんに、全員
になりますが、給付をいたします。

また、それ以外の住民税非課税世帯については役場で把握できますので、その方た
ちにこちらプッシュ型で給付いたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和5年第5回坂町臨時議会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これから次第に暑さに向かってまいります。皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからはなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和5年第5回坂町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後1時18分）